

第3表 職種別、企業規模別 平均年齢及び平均給与月額

(事務関係職種)

職 種	規 模 計				1,000 人 以 上			
	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	所定内給与 (A-B)	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	所定内給与 (A-B)
支 店 長	52.3	884,391	14,009	870,382	53.0	949,492	13,351	936,141
事 務 部 長	51.2	781,762	4,617	777,145	51.0	819,737	3,779	815,958
事 務 部 次 長	50.4	669,802	8,440	661,362	50.7	721,273	5,976	715,297
事 務 課 長	46.4	666,086	24,830	641,256	46.0	703,225	28,982	674,243
事 務 課 長 代 理	45.2	577,812	66,211	511,601	45.5	605,552	72,290	533,262
事 務 係 長	43.5	490,524	56,069	434,455	43.7	522,890	61,717	461,173
事 務 主 任	36.3	411,472	64,884	346,588	34.8	429,948	73,764	356,184
事 務 係 員	36.2	376,776	51,345	325,431	36.5	392,698	56,450	336,248

(注)1 *印のあるものは、調査実人員が20人以下であることを示す。

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

(技術関係職種)

職 種	規 模 計				1,000 人 以 上			
	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	所定内給与 (A-B)	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	所定内給与 (A-B)
工 場 長	56.4 *	779,446	19,275	760,171	56.5 *	812,223	20,881	791,342
技 術 部 長	51.9	731,061	3,892	727,169	52.4	777,449	3,969	773,480
技 術 部 次 長	51.6	726,096	17,400	708,696	52.4	800,232	6,633	793,599
技 術 課 長	48.7	635,825	15,349	620,476	49.0	679,034	11,930	667,104
技 術 課 長 代 理	45.4	565,702	43,404	522,298	44.2	614,955	28,225	586,730
技 術 係 長	46.1	502,442	62,579	439,863	47.9	541,553	60,912	480,641
技 術 主 任	40.4	447,272	80,644	366,628	40.8	519,611	109,352	410,259
技 術 係 員	33.9	383,591	55,659	327,932	32.9	402,122	61,787	340,335

(注)1 *印のあるものは、調査実人員が20人以下であることを示す。

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

第3表 職種別、企業規模別 平均年齢及び平均給与月額

100人以上 1,000人未満				50人以上 100人未満				備 考
平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	所定内給与 (A-B)	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	所定内給与 (A-B)	
53.7 *	671,501	19,692	651,809	32.0 *	530,000	0	530,000	構成員50人以上の支店(社)の長
51.8	712,028	5,078	706,950	49.8	777,025	12,151	764,874	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
50.9	616,616	8,762	607,854	47.1	733,377	17,187	716,190	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
47.4	568,270	14,693	553,577	47.4	552,768	4,922	547,846	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
43.7	496,631	49,517	447,114	46.9	418,944	21,160	397,784	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)
42.9	438,663	45,135	393,528	45.0	411,398	53,161	358,237	係の長及び係長級専門職
38.9	382,989	50,925	332,064	39.5	349,934	36,760	313,174	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所におけ る主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいな い事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職(係 長-係員間)
35.9	357,929	44,867	313,062	35.8	333,913	41,400	292,513	

3 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 4 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

100人以上 1,000人未満				50人以上 100人未満				備 考
平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	所定内給与 (A-B)	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	所定内給与 (A-B)	
56.0 *	658,342	13,342	645,000	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長
51.4	665,903	3,548	662,355	49.4	635,364	5,599	629,765	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
50.8	646,515	29,779	616,736	48.7 *	568,786	32,129	536,657	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
48.4	549,527	21,367	528,160	45.3	529,213	34,621	494,592	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
46.8	502,063	68,361	433,702	48.1	487,522	18,767	468,755	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)
43.3	448,165	63,675	384,490	46.1	472,787	73,075	399,712	係の長及び係長級専門職
40.0	393,750	59,431	334,319	40.8	397,196	60,390	336,806	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所におけ る主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいな い事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職(係 長-係員間)
34.5	368,942	52,221	316,721	36.2	346,758	30,706	316,052	

3 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 4 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。